

愛西市マスコットキャラクター使用取扱要綱

愛西市マスコットキャラクター使用取扱要綱（平成２２年愛西市告示第１３１号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第１条 この告示は、愛西市マスコットキャラクター「あいさいさん」（以下「キャラクター」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この告示における用語の定義は、次のとおりとする。

- （１） キャラクター 市が定めたマスコットキャラクターの基本デザイン（別図）及び市長が別に定めるその展開デザインのことをいう。
- （２） 営利 キャラクターを使用した商品等を製造、販売することで、金銭等の収受を伴う行為の場合のことをいい、商品等を梱包する袋等にシール等を作成し貼付する等の場合も含むものとする。

（キャラクターの使用目的及び権利の所属）

第３条 キャラクターの使用は、市のイメージアップ、キャラクターのPR及び地域経済の活性化に寄与するものでなければならない。

２ キャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、営利を目的としない場合は、この限りでない。

- （１） 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- （２） 愛西市部設置条例（平成１７年愛西市条例第５号）第１条に規定する部並びに当該部に属する課等、議会事務局、会計室、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、及び固定資産評価審査委員会が使用するとき。

(3) 愛西市観光協会が使用するとき。

(4) その他市長が適当と認めたとき。

3 キャラクターに関する一切の権利は市に属する。

(使用の承認申請)

第4条 前条第2項の規定により申請者は、愛西市マスコットキャラクター「あいさいさん」デザイン使用承認申請書（様式第1号（非営利用）又は様式第1号の2（営利用））に次の必要書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) キャラクターの使用計画がわかる図面等

(2) 会社概要等の事業内容がわかる資料（営利目的で、法人の場合のみ）

(3) その他市長が必要と認めたもの

(使用の承認)

第5条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その申請の内容を審査し、適正と認めた場合は使用の承認（以下「使用承認」という。）を行い、申請者に愛西市マスコットキャラクター「あいさいさん」デザイン使用承認通知書（様式第2号（非営利用）又は様式第2号の2（営利用））により通知するものとし、営利を目的とした申請に対する使用承認の場合は、同時に別に定めるライセンス使用に関するガイドラインを交付するものとする。

2 市長は、使用承認に際し、必要な条件を付することができる。

(使用承認の制限)

第6条 キャラクターの使用が、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は使用承認をしないものとする。

(1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。

- (2) 第3条の規定に適合しないと認められるとき。
- (3) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援若しくは支援しているような誤解を与え、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (4) 不当な利益を得るために使用すると認められるとき。
- (5) 自己の商標や意匠とする等独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (6) キャラクター若しくは市の品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (7) 第三者の利益を害し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (8) キャラクターのデザインを第9条に規定する項目に基づき使用せず、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用するとき。
- (10) キャラクターの使用によって誤認、又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- (11) キャラクターのデザインを変更、改変するとき。
- (12) その他市長が使用について不適當であると認めたとき。

（誓約）

第7条 第5条の規定により使用承認を受けた申請者（以下「使用者」という。）のうち営利目的で使用承認を受けた者は、市長に誓約書（様式第3号）を提出するものとする。

（使用料）

第8条 キャラクターの使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第9条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、市長が指示する使

用条件に従うこと。

- (2) 使用者は、第5条の規定により使用承認を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 商標登録出願を行わないこと。
- (4) 商品等は、完成後、速やかに市長に提出すること。ただし、商品等の提出が困難である場合については、その形状の分かる写真の提出をもって、商品等の提出に代えることができる。
- (5) 営利目的の場合においては、完成した商品等について市の承認を受けたのちに販売を開始すること。
- (6) 営利目的の場合は、商品等の使用、宣伝又は広告に際して、別に定めるガイドラインに基づき、キャラクターのデザイン及びロゴ並びに承認番号等を、その商品、包装、広告等に必ず明示すること。
- (7) その他市長が付した条件等に従うこと。

(承認内容の変更)

第10条 使用者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ愛西市マスコットキャラクター「あいさいさん」デザイン使用承認変更申請書（様式第4号（非営利用）又は様式第4号の2（営利用））を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づき、変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、承認することが適当と認めた場合は、愛西市マスコットキャラクター「あいさいさん」デザイン使用変更承認書（様式第5号）により通知するものとする。

3 使用者は、変更申請の承認後についても、第9条の規定を遵守しなければならない。

(使用承認の取消し)

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められると

きは、当該使用承認（前条の変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）を取り消し、使用者に対し、商品等の回収等の措置を請求することができる。

- （１） この告示に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
 - （２） 使用者が、第５条の使用承認に付した条件に違反したとき。
 - （３） 偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。
 - （４） 第６条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - （５） 前各号に掲げるもののほか、市長が不適當と認めたとき。
- ２ 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、使用者に対し、その理由を明記した書面をもって通知するものとする。
 - ３ 第１項の規定により承認を取り消された者は、承認取消しの通知があった日以後、当該承認に係る商品等を使用してはならない。
 - ４ 第１項の規定により、使用承認を取り消されたときにおいて使用者に生じた損害については、市は一切の責任を負わないものとする。
 - ５ 市長は、使用者にキャラクターの使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

（実績報告）

- 第１２条 営利目的で承認を受けた使用者は、毎年、年間の決算が終了後、商品販売実績について、愛西市マスコットキャラクター「あいさいさん」商品等販売実績報告書（様式第６号）により、速やかに報告しなければならない。
- ２ 商品等の販売を開始したのち、途中で販売等を中止した場合は、愛西市マスコットキャラクター「あいさいさん」商品等販売実績報告書（様式第６号）により、中止した時点までの販売実績を速やかに報告しなければならない。

（使用の非独占性等）

第13条 この告示による使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占して使用する権利を付与し、かつ、商品、使用者等について市の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第14条 市は、この告示による使用承認の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第15条 市は、キャラクターの使用承認に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、キャラクターを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えたときは、これに対して全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、キャラクターの使用に際して、故意又は過失により市に損害を与えたときは、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(地位の継承)

第16条 相続人、合併により設立される法人その他使用者の一般継承人は、当該使用者が有していた使用承認に基づく地位を継承することができる。

2 前項における継承をした場合は、速やかに継承したことを市長に届け出をしなければならない。

(使用承認の状況等の公表)

第17条 市は、キャラクターの使用承認の状況等について、広く使用促進を図る観点から、キャラクターの使用承認の状況等についての情報を公表することができる。

(事務)

第18条 この告示に関する事務は、産業建設部産業振興課が行う。

(補則)

第 19 条 この告示に定めるもののほか、キャラクターの使用に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 28 日告示第 48 号）

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日告示第 57 号）

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別図 略

